



「部落差別をはじめ あらゆる差別の解消を推進し 人権を擁護する条例」 を施行しました!!

【施行日】令和元年12月12日（東峰村）・13日（筑前町）・20日（朝倉市）

みんなの人権が尊重される社会をめざして...



【条例の要点】

- 1) 部落差別をはじめ、あらゆる差別が解消され、人権が尊重されるまちづくりの実現を目的としています。
- 2) 市町村及び住民、事業者等が連携して、あらゆる差別の解消に努めます。
- 3) あらゆる差別を解消する施策として、相談体制の充実や教育・啓発活動の推進に努めます。

朝倉地区人権啓発情報センター

〒838-1302 福岡県朝倉市宮野1997番地

TEL 0946(52)1182 FAX 0946(52)1162

HP <http://www.city.asakura.lg.jp/jinken/>